

### コンセッション(Concession)契約

公設民営の一分類。行政が資産を保有したままその資産を民間に有償または無償で貸与し、民間はその資産を活用することを通じて、公共サービスの提供を担い、公共サービスの提供を受ける市民等の支払う料金収入でまかなう方式。施設の追加投資や維持修繕投資を含めた建設、資金調達、運営を一体的な契約に基づいて民間事業者にゆだねる方式である。施設等の所有権は、民間が実施した追加投資分を含めて行政側に属することを原則としている。新規事業だけでなく、既存施設や既存事業を活用する場合にも適応可能で、施設等の所有と民間による経営の分離を進めた形態である。フランスやアジア諸国では公共サービス提供の一方式として定着。具体的に、フランスでは、1924年 オリンピック・スタジアム建設、廃棄物処理事業、フィリピン下水道事業等にコンセッション契約が採用されている。

### アフェルマージュ(Affermage)契約

コンセッション契約と類似。違いは、施設やシステムに関する追加投資が行政機関側の負担とされ、契約期間は8-20年程度と短いことが上げられる。施設等については追加投資分も含め行政機関側の所有とされる。コンセッション契約と同じく、フランスやアジア諸国では公共サービス提供の一方式として定着。

### サード・パーティー・ビジネス

PPPのパートナーシップでは、公的部門と民間部門の協働により、それぞれが持つ異なる資源を組み合わせ効率化がされるのと同時に、第三の活動領域(サード・パーティー)の形成が大きな目的となる。公的部門と民間部門の協働により新たな領域をつくっていく試み、動き。イギリスの国民貯蓄庁の事例が有名である。また、ドイツの航空管制事業や郵政事業等でも類似の取り組みが展開されており、公共サービスの私的執行として位置づけられている。